

都支部様式第2号

休業補償請求書  
休業援護金申請書

認定番号	
請求回数	第 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿  下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日	年	月	日
	請求（申請）者の住所			
	フリガナ 氏名			
				(自署又は押印)
個人番号				

(補償費の受領委任) この請求（申請）書による休業補償費（休業援護金）の受領を  
 (受領者) \_\_\_\_\_ に委任します。 (委任者) \_\_\_\_\_ (自署又は押印)

1 被災職員に関する事項	所属団体名	所属部局名
	氏名 年 月 日生 ( 歳 )	職名 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員 負傷又は発病の年月日 年 月 日

2 請求日数 年 月 日から 年 月 日までのうち全部休業した日数 日

\* 3 所属部局の長の証明

1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 \_\_\_\_\_

年 月 日 所属部局の { 所在地  
名称  
長の職・氏名 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

4 休業補償	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (A)	円
	休業補償請求金額	(A) (請求日数)	円 × $\frac{60}{100} =$ _____ 円

5 休業援護金	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (B)	円
	休業援護金申請金額	(B) (請求日数)	円 × $\frac{20}{100} =$ _____ 円

6 他方年金の受給関係  \_\_\_\_\_ の被保険者であった。  被保険者ではなかった。

\* 7 医師の証明

認定傷病名 \_\_\_\_\_ 現在の状態 年 月 日  
 治癒  死亡  中止  転医  継続中

請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数 \_\_\_\_\_ 勤務することができなかつたと認められる理由 \_\_\_\_\_

年 月 日から 年 月 日まで のうち \_\_\_\_\_ 日

1の被災職員については、上記のとおりであることを証明します。  
 年 月 日 医療機関の { 所在地  
名称  
医師の氏名 (自署又は押印)

8 送金希望口座等

任意の口座を指定する  
 金融機関名 \_\_\_\_\_ 本支店等名 \_\_\_\_\_ 口座種別  普通  当座  
 口座番号 \_\_\_\_\_ (フリガナ) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 口座名義人

その他

公金受取口座を利用する (本請求 (申請) 書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)

* 決定金額	休業補償	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 通知	年 月 日
	休業援護金	円	* 支払	年 月 日
	合計	円		

* 受理 到達した年月日	所属部局	任命権者	基金支部
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

[注意事項] 裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 複数月に渡り休業補償を請求する場合は、月毎に休業補償（休業援護金）請求書（申請書）の作成が必要であること。
- 3 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 4 令第1条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤の非常勤職員をいう。  
災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 5 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（2号紙）」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の「（平均給与額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない金額を記入すること。
- 6 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が最高限度額として定める額（イ）」は、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 7 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「令」という。）附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□\_\_\_\_\_の被保険者であった。」の□にレ点を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 8 「\*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。  
なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養を行っている場合等には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断すること。
- 9 同一月内で医療機関を変更した場合は医療機関ごとに医師の証明が必要であること。
- 10 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 11 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 12 年月日の記載には元号を用いること。
- 13 2回目以降の請求書提出に際しては、必ず規則第3条第3項による金額を計算して前回の平均給与額と比較すること。